

一般社団法人日本パラフェンシング協会  
Diversity & Inclusion (D&I)委員会規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款に定める目的を達成するために設置する専門委員会として Diversity & Inclusion 委員会（以下「委員会」という）を設置するにあたり、委員会の組織および運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(活動方針)

第2条 この委員会は、当協会の目的である真のノーマライゼーションの確立のために、人種、性別、性的指向、年齢、言語、宗教、信条、障がいの有無など、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩する、という共生の理念（以下「D&I」という）に従い、全ての差別を克服し、共生社会の実現に向けて努力を続けることを活動方針とする。

(業務内容)

第3条 委員会の業務は、以下の事項とする。

- (1) D&I に関する意識の啓発活動に関すること。
- (2) ジェンダースポーツ部会を設置し、あらゆる会員からの相談に対応すること。相談のあった時は、問題の解決に当たる。
- (3) 登録社員が所属する団体および登録社員以外の者による D&I に反する行為に対する措置に関すること。
- (4) 毎年2月末までに当該年度の活動報告を理事会に提出すること。その活動報告は当協会の D&I 状況を評価し、改善点と改善方案を提示するものとする。
- (5) その他必要な業務は委員会で決定し、当協会理事会の承認のうえ遂行する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、委員長1名、副委員長1名および委員10名以内とする。

- 2 委員長・副委員長および委員は、当協会理事会の決議によって選任される。
- 3 委員長は、当協会の理事とする。
- 4 委員は、当協会の社員でなくても、委員長の推薦により第2項の手続きをもって委員に就任できる。

(任期)

第5条 委員長、副委員長および委員の任期は、原則として就任日より2年とし、当協会役員の任期と同じく終了する。再任を妨げないが、10年を最長とする。

(委員会)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。なお、委員会はオンライン形式での開催・出席を認める。

- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決権を有しない。
- 5 ジェンダースポーツ部会は、別に定めるジェンダースポーツ部会規程に則り部会を

開催する。

- 6 この規程に定めるもののほか委員会の所掌事項の実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(守秘義務・個人情報保護)

第7条 委員会にD&I関連の通報または会員等からの相談があった場合は、他の専門委員会や当協会理事会に報告および連携が必要な場合を除き、通報者・相談者の個人の身元氏名は第三者に公表してはならない。なお、通報者・相談者の身元を第三者に漏洩した者は懲戒委員会による処分の対象とする。

(権限)

第8条 委員会の権限は、第3条の定める範囲において以下のとおりとする。

- (1) 当協会の定款・倫理規程等に違反するまたは疑わしい事例が発生した場合、および当協会の取り組みを阻害するような事案があった場合は、臨時委員会を開いて対処方法を検討し理事会に報告する。
- (2) 懲戒処分に相当するような事例が発生した場合は、倫理委員会、懲戒委員会と共同で対処する

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は令和4年4月1日から施行する。

## ジェンダースポーツ部会規程

### (目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款に定める目的を達成するために専門委員会として Diversity & Inclusion 委員会（以下「委員会」という）を設置するにあたり、委員会規程の第3条第2号および第6条第5項に定めるジェンダースポーツ部会の組織および運営に必要な事項を定めることを目的とする。

### (活動方針)

第2条 この部会は委員会規程第2条に定める委員会の活動方針に沿って活動する。

### (業務内容)

第3条 この部会はあらゆる会員からの相談を受け、問題の解決に当たる。

### (部会の組織)

第4条 この部会には部長1名、副部長1名、部員3名を置く。部長と副部長は委員会委員長と副委員長がそれぞれ兼任する。部員3名は部長が指名する。

### (部会の開催)

第5条 この部会は当協会の社員から審議を求められる課題が提起されたときに迅速な問題解決のために速やかに開催する。また、1年に2回は部会を開催し、問題の有無を検証し、その検証の結果を理事会に報告しなければならない。

### (部会の決定事項)

第6条 この部会が開催され、問題の解決策を決定した場合、委員会にて確認し、最終決定するものとする。

### (守秘義務・個人情報保護)

第7条 この部会に通報または会員等からの相談があった場合は、他の専門委員会や当協会理事会に報告および連携が必要な場合を除き、通報者・相談者の個人の身元氏名は第三者に公表してはならない。なお、通報者・相談者の身元を第三者に漏洩した者は懲戒委員会による処分の対象とする。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は令和4年4月1日から施行する。